○熊本市男女共同参画推進条例施行規則〔男女共同参画課〕

平成21年3月31日 規則第30号

改正 平成23年5月23日規則第47号 平成24年1月19日規則第7号 平成27年3月27日規則第24号

平成28年3月30日規則第36号

令和2年3月31日規則第44号

令和2年7月17日規則第72号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市男女共同参画推進条例(平成20年条例第124号。以下「条例」 という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申出者)

- 第2条 条例第16条第1項に規定する意見の申出(以下「申出」という。)をすることができる市民及び事業者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 市内に居住する者
 - (2) 市内に通勤し、又は通学する者
 - (3) 市内で事業を営み、又は活動するもの

(申出の方法)

第3条 申出をしようとする者は、男女共同参画の推進に関する施策の意見の申出書(様式 第1号)により行わなければならない。

(申出をすることができる事項)

- 第4条 申出は、次の各号のいずれにも該当しない場合において行うことができる。
 - (1) 裁判所において係争中の事案又は裁判所の確定した判決若しくは決定に係る事項
 - (2) 行政不服審査法(平成26年法律第68号) その他の法令に規定する不服申立ての審理 中の事案又は裁決若しくは決定に係る事項
 - (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)その他の法令の規定により処理すべき事項
 - (4) 議会に請願がなされている事項
 - (5) 監査委員に住民監査請求がなされている事項
 - (6) 専ら私人間の争いであると判断される事項

(7) 前各号に定めるもののほか、市長が申出を処理することが適当でないと認める事項 (平28規則36・一部改正)

(申出に対する対応の通知)

第5条 市長は、申出に対する対応をしたときは、当該対応の内容について男女共同参画の 推進に関する施策の意見の申出対応通知書(様式第2号)により当該申出を行った者に通 知するものとする。

(申出の公表)

- 第6条 条例第16条第4項の規定による公表(以下「公表」という。)は、次に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 男女共同参画課において閲覧に供する方法
 - (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法(平23規則47・平24規則7・平27規則24・平28規則36・令2規則44・一部改正)(参画会議の会長及び副会長)
- 第7条 くまもと市男女共同参画会議(以下「参画会議」という。) に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、参画会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(参画会議の会議)

- 第8条 参画会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 参画会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 参画会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ による。
- 4 会長は、参画会議における審議のために必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 参画会議の会議は、公開とする。ただし、熊本市情報公開条例(平成10年条例第33号)第7条に掲げる情報に該当する情報について審議等を行うとき又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で公開が不適当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

2 参画会議の会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他の傍聴について必要な事項は、 別に定める。

(部会)

- 第10条 参画会議は、会長が必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の会務を総理する。
- 5 第8条の規定は、部会の会議に準用する。この場合において、同条中「参画会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第11条 参画会議の庶務は、男女共同参画課において処理する。

(平23規則47・平24規則7・平27規則24・平28規則36・令2規則44・一部改正) (雑則)

- 第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に 定める。ただし、参画会議の運営に関し必要な事項は、会長が参画会議に諮って定める。 附 則
 - この規則は、平成21年4月1日から施行する。 附 則 (平成23年5月23日規則第47号)
 - この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成24年1月19日規則第7号) 抄 (施行期日)
- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。附 則(平成27年3月27日規則第24号)抄(施行期日)
- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
 附 則(平成28年3月30日規則第36号)
 - この規則は、平成28年4月1日から施行する。 附 則 (令和2年3月31日規則第44号) 抄 (施行期日)
- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。附 則(令和2年7月17日規則第72号)

この規則は、令和2年7月20日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

男女共同参画の推進に関する施策の意見の申出書

年 月 日

熊本市長 (宛)

(申出者) 郵便番号 一

住所

氏名

(事業者にあっては、事業所の所在 地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

熊本市男女共同参画推進条例第16条の規定により、次のとおり申し出ます。

申	出	Ø	理	由	市に意見を申し出る理由を簡潔に記入してください。
申	出	Ø	概	要	市の施策の内容を具体的に記入してください。
他の	機関へ	の相認	炎等の :	状況	□相談等している。 □相談等していない。 該当□にレ点を記入してください。 相談等をしている場合は、その機関及びその内容を具体的に 記入してください。
備				考	

様式第2号(第5条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

男女共同参画の推進に関する施策の意見の申出対応通知書

様

熊本市長

年 月 日付けで申出のあった男女共同参画の推進に関する施策の意見の 申出については、熊本市男女共同参画推進条例施行規則第5条の規定により次のとおり通知 します。

	申出の理由
申出への対応	申出への対応

様式第1号(第3条関係)

(令2規則72・一部改正)

様式第2号(第5条関係)